

○武蔵村山市観光大使設置要綱

〔平成30年6月13日
訓令（乙）第123号〕

（設置）

第1条 武蔵村山市（以下「市」という。）の魅力を市の内外に広く発信し、市の観光事業の推進を図るため、武蔵村山市観光大使（以下「大使」という。）を置く。

（委嘱）

第2条 大使は、市にゆかりがあり、かつ、市の魅力を広く発信できると認められる者のうちから市長が委嘱する。

（大使の解嘱）

第3条 市長は、大使から辞任の申出があったとき又は大使としての任務を遂行することができなくなったと認められるときは、これを解嘱することができる。

（大使の任務）

第4条 大使の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの活動を通じて、市の魅力を積極的に発信すること。
- (2) 市の観光施策等に関する提言を行うこと。

（報酬等）

第5条 大使に対しては、前条に規定する任務に関し、必要な物品又は市が主催する事業等への出演に係る実費相当額を除き、原則として報酬その他の対価（以下この条において「報酬等」という。）を支給しない。ただし、市長が必要と認めた場合は、予算の範囲内において報酬等を支払うことができる。

（庶務）

第6条 大使に関する庶務は、協働推進部産業観光課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月13日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令（乙）第62号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。